

大津市木造住宅耐震補強案作成事業の概要

1 対象建築物

大津市木造住宅耐震診断員派遣事業により耐震診断を実施された木造住宅で上部構造評点が 0.7 未満と診断されたもの

※上部構造評点が 0.7 以上と診断されたものは対象外です。

2 補強案作成費用

無料

3 補強案作成内容

1. 市が委託した耐震診断員が申請された住宅の耐震補強案を作成し、合わせて当該補強案に係る改修費用の概算額を算出します。
2. その後、補強案を作成した耐震診断員が補強案の結果をまとめて再度お訪ねし、補強計画の内容を説明させていただきます。

耐震診断員とは、滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震診断員講習会を受講し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいいます。

4 申し込み方法

申込書(「大津市木造住宅耐震補強案作成申込書」)に必要事項を記入していただき、大津市役所建築指導課窓口にてお申し込みください。

なお、大津市木造住宅耐震診断員派遣事業と同時の申し込みも可能です。

5 添付書類

1. 附近見取り図(住宅地図など)
2. 建築時期のわかる公の書類(例:固定資産税課税証明又は課税通知、建築確認通知書、登記済証のいずれか 1 通)

6 申し込み場所

大津市役所本館 3 階建築指導課窓口

郵送による受付は行っておりません。また、各支所での受付も行っておりませんのでご注意ください。